

令和4年第4回定例会(令和4年12月16日)

総務企画消防委員会委員長 (阿部 真一 委員長)

去る12月6日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第86号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分ほか10件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第86号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分についてであります。

政策企画課関係部分では、ふるさと納税ポータルサイトの拡充等により湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、寄附金1億9,404万8千円と返礼品等に掛かる経費9,593万3千円を計上しているとの説明に対し、委員から、別府ならではの返礼品を取りそろえるよう要望がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、競輪の開催売上額の増額が見込まれることに伴い、競輪事業収入を3億円追加するとともに、そのうち1億円をべっふ未来共創基金に、残る2億円を新年度における学校給食費保護者負担軽減事業の財源として財政調整基金に積み立てる旨の説明がなされました。

続きまして、情報政策課関係部分では、マイナポイントの申請期限が延長になったこと、政府が令和6年を目途に健康保険証を廃止する方針を示したこと等に伴い、マイナンバーカードの申請者が増加する見込みであることから、関係経費及び国からの補助金を計上しているとの説明がなされました。申請サポート窓口に高齢者等が多く並んでいること等に対し、委員から、取得率が高い自治体の事例が紹介され、自宅等を訪問し、申請を支援する取組についても検討するよう要望がなされた次第であります。

次に、選挙管理委員会事務局関係部分では、令和5年に実施される選挙のポスター掲示板設置等の経費について、債務負担行為限度額を増額している旨の説明がなされました。

最後に、職員課関係部分では、「議第86号」と「議第87号」から「議第90号」までの特別会計補正予算について、大分県人事委員会勧告に基づく増額や育児休業取得者等の増加による減額等に伴い、職員人件費4,699万3千円を追加補正しているとの説明がなされました。

以上5件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、4件の条例議案及び2件のその他議案についてであります。

初めに、「議第91号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について」では、こども家庭庁の創設等により、こども政策を所掌する部を設置することに伴い、条例を改正するもので、妊産婦から子育て世帯まで、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を新たに設ける旨の説明に対し、委員から、組織の再編成により市民が混乱しないよう広報に努めてほしい旨の要望がなされました。

次に、「議第92号 別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について」では、地方公務員法の一部改正により、定年を65歳まで段階的に引き上げること、60歳を超える職員に関して、職務の特殊性により欠員の補充が困難である場合等を除き管理監督職から降任させる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度を導入することのほか、給与水準を7割にすること等に伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

委員から、定年引上げによる新規採用への影響はないのかとの質疑がなされ、当局から、定年退職者が生じない年であっても平準化して採用を続けていく旨の答弁がなされました。

別の委員からは、多様な働き方に応じた人事管理を検討すること、さらには、組織活力を維持するためにも、役職定年制の特例任用については慎重に判断するように求める意見がなされた次第であります。

次に、「議第93号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」では、市長や議員等に支給する期末手当の支給率を改定すること、また、「議第94号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について」では、大分県人事委員会勧告に基づき、一般職の給与改定を行うことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、「議第102号」では、令和7年度の地方公共団体情報システムの標準化に伴い、通称住所が使用できなくなることから、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を街区方式と定めることについて、住居表示に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、住居表示後の住所や郵便物の配達に関する質疑がなされたのに対し、当局から、住所については、通称住所の町名を引き継ぎ、建物に順序良く番号を付与すること、また、郵便物に関しては、郵便局と情報共有に向けた協議をしているとの答弁がなされました。

また、別の委員から、事業所等における印刷物等の作り替えに対する補助はあるのかとの質疑がなされ、当局から、費用負担については、当該法律の規定に基づき、自治体では負担できない旨の答弁がなされました。

これらに対し、複数の委員から、市民や事業所等への丁寧な説明のほか、新

旧対照表の作成を求める意見がなされた次第であります。

さらに、住居表示の年次計画についても質疑がなされ、当局から、市内の48%が未実施となっているが、令和8年1月までに事業を完了しなければならないこと、また、住民説明から住居表示が完了するまで約2年を要すること等の理由により、未実施の町を年次計画に沿って段階的に並行して進めていく旨の詳細な答弁がなされました。

これに対し、委員から、本事業に集中的に取り組めるような組織体制の構築が必要ではないかとの質疑がなされ、当局から、今年度「住居表示推進室」を新設したが、さらなる体制の強化を図っていきたいとの答弁がなされた次第であります。

最後に、「議第104号」財政課関係部分では、台風14号の影響により被害を受けた農地農業用施設等を復旧することに伴う財源として、別府市財政調整基金からの繰入れを市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上4件の条例議案及び2件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。